

長野県犀川安曇野流域下水道施設における水の官民連携(ウォーターPPP) の導入に向けたマーケットサウンディング(第3回)説明書

今回の調査は、ウォーターPPPの公募に向けた要求水準書等の作成にあたり、これまでのマーケットサウンディング等を踏まえて検討・整理した要求水準書(案)及び契約書(案)を提示することで、ウォーターPPPへの参画に関心のある民間事業者の皆様の意見を募るものです。

要求水準書(案)及び契約書(案)の内容について意見がある場合は、別添調査票によりご回答ください。意見の対象は、要求水準書(案)及び契約書(案)の内容全てです。

また、これまでのマーケットサウンディングで意見が多かった「電力調達」、「修繕」、「管路の維持管理」及び「統括管理責任者」については、要求水準等の考え方を以下のとおり整理していますので、参考としてください。(これらの項目に限定して意見を募るものではありません。)

なお、提示する資料及び情報は現時点での(案)であり、今後の検討により内容が変更になる可能性があります。

今後は、要求水準書(案)等の必要な検討を行い、令和8年秋に公募を開始する予定です。

1. 電力調達について

電気事業者との契約も委託内容に含めることを検討しています。調達の方法や価格変動に対する対応は、以下のとおりです。

【電力調達の調達方法(案)】

- (1) 受託者は、自己の責任と費用により調達しなければならない。
- (2) 調達については、見積合わせまたは競争入札によらなければならない。

【電力調達の支払い(案)】

変動費業務として支払いを想定

- ・4月から2月までの支払い月額計算方法

$$\begin{aligned} & (\text{変動費} \times \text{業務の年度額} \div \text{年間予定放流量}) \\ & \times (\text{各月の放流量実績}) (1,000 \text{ 円未満切り捨て}) \times 1.10 \end{aligned}$$

- ・3月の支払い月額計算方法

$$(\text{変動費} \times \text{業務の年度額} \times 1.10) - (\text{4月から2月までの支払い済み額合計})$$

【インフレ等の電力価格の変動に対する対応(案)】

1 電気料金の変動

電力会社の電気供給条件等が改定された場合かつ、電気供給条件等における「高圧電力(500kW以上) 第1種プランB」の「基本料金」の改定率(= 改定後の基本料金 / 改定前の基本料金) 又は「電力量料金単価(1kWh つき)」の改定率(= 改定後の電力量料金 / 改定前の電力量料金) が 1.5 パーセントを超えて増減した場合には、委託者又は受託者の申し入れにより、当該改定が行われた日を基準として、当該日以降の電気料金に係る業務委託料を変更するものとする。

なお、業務委託料の変更額は、受託者が需給契約した小売電気事業者等が定める電気供給条件等における「基本料金」の改定率(= 改定後の基本料金 / 改定前の基本料金) と「電力量料金単価(1kWh つき)」の改定率(= 改定後の電力量料金 / 改定前の電力量料金) により委託者が算出する。

受託者は、需給契約の締結に先立ち、委託者の承諾を得ること。また、契約締結後、需給契約書の写し及び電気料金の構成や単価等を明示した契約要綱又は約款等を、速やかに提出するものとする。

2 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の精算

委託者又は受託者は、電力会社が定める燃料費調整制度に基づく発電費用等により変動する単価(以下「燃料費調整単価」という。)及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき経済産業大臣が定める単価(以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金単価」)

に改定があった場合は、以下に示す方法で業務委託料の額を変更できるものとする。

当該年度の電力会社が定める燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価による算出金額(I)と基準調整単価(G)を元にした当該年度の燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価による算出金額(J)を比較した時の差分を、当該年度の電気料金の変動に係る業務委託料の額として変更を請求することができる。

なお、電気料金の変動に係る業務委託料の増減額は、当該年度3月分の業務委託料において調整するものとする。

$$I = (F4 \times H4) + (F5 \times H5) + \dots + (F2 \times H2) + (F3 \times H3)$$

$$J = G \times (H4 + H5 + \dots + H2 + H3)$$

Ft: 当該年度 t 月の電力会社が定める燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

Ht: 当該年度 t 月の電気使用量(想定使用量・実使用量など)

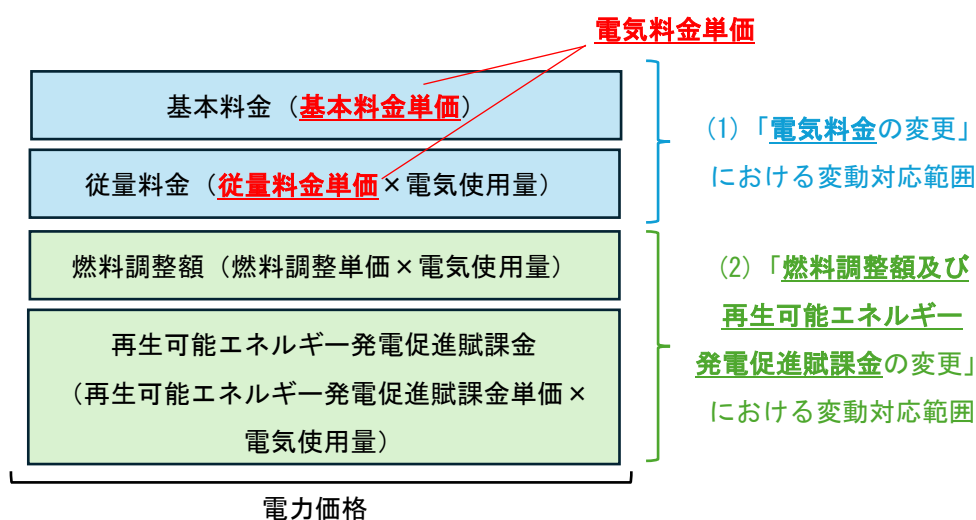
G: 基準調整単価 = X.XX 円/kWh + Y.YY 円/kWh = Z.ZZ 円/kWh

令和 X 年 X 月の燃料費調整単価: X.XX 円/kWh

令和 X 年の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価: Y.YY 円/kWh

また、受託者は燃料調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の改定があった場合には、当該単価等が明示された電力会社の通知等の写しを提出しなければならない。

なお、受託者が賦課金減免制度による減免認定を受けた場合は、認定書の写しを委託者に提出し、減免措置の適用をうけた日以降の電気料金の業務委託料の変更において再生可能エネルギー発電促進賦課金単価による算出金額に減免率を乗じるものとする。



電力価格と変動対応範囲のイメージ

2. 修繕について

対象業務や支払い方法は以下の方法を検討しています。

【対象業務(案)】

1件当たりの金額の上限を設けず、全て(管路を含む。)の修繕を委託対象とする。

【修繕業務の分類(案)】

1 計画修繕業務

(1) 定期修繕

年間修繕計画及び3か年修繕計画(以下「修繕計画」という。)に基づく修繕のうち、一定の周期で実施する修繕

(2) 不定期修繕

修繕計画に基づく修繕のうち、周期を定めず、必要に応じて実施する修繕

2 臨時修繕業務

設備等に突発的に発生した故障等に対応するため、計画によらず実施する修繕

【修繕業務の内容(案)】

修繕業務には、修繕のために必要な調査、点検等を含む。

1 計画修繕業務

(1) 受託者は修繕計画を立案し、委託者と予算措置について協議の上、設備等の修繕を実施する。

(2) 事業期間終了時における施設の原状回復のために実施する修繕を含む。

2 臨時修繕業務

(1) 突発的に設備等の故障、不良、破損などが生じた場合は、速やかに修繕等を実施し、その機能の回復を図るものとする(取替を含む)。

(2) 受託者は、臨時修繕の実施に際し、事前に当該修繕の内容・費用を委託者に提出し、協議するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、当該臨時修繕実施後に、当該臨時修繕の内容・費用を委託者に提出するものとする。

(3) 臨時修繕に係る内容・費用等については、これを記録すること。なお、データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書に明示し、委託者と協議の上決定するものとする。

【修繕業務におけるモニタリング(案)】

提出書類

- 1 年間修繕計画 : 毎年度業務開始前

- 2 3か年修繕計画 : 毎年度業務開始前
- 3 月間修繕実績(※) : 翌月の平日5日目まで(月間業務報告書に含む)
※費用と、第三者に発注する場合は発注先の記載が必須

【修繕業務の支払い(案)】

当該年度の予算状況等を踏まえて、年間修繕予定概算額を算出。

(1)修繕等業務の支払い額

・年度当初(4月第2週以降)の支払い額(一括)

年間修繕予定概算額のうち、計画修繕業務に必要な額

・以降の支払い月額

年間修繕予定概算額から、計画修繕業務に必要な額を差し引いた残額を月割りで支払い

(2)支払い月額の見直し

委託者は、修繕計画の進捗と施設健全度の状況を確認(3年程度で1サイクルを想定)し、必要に応じて年間修繕予定概算額の見直しを行う。

3. 管路の維持管理について

管路の要求水準と特記仕様による対応業務、リスク分担は以下のとおりです。

【要求水準(案)】

受託者は、法令に定める基準に準拠した下記維持作業により、管路施設の構造と機能の保全が図られるよう努めること。

- (1) 管路施設の構造等を勘案した、適切な時期の巡視、点検、清掃、しゅんせつその他により機能が維持されていること。
- (2) 管路施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、委託者への速やかな報告がなされ、維持及び修繕が図られていること。
- (3) 災害の発生時には、管路施設の構造等を勘案した速やかな巡視が行われ、損傷その他の異状を把握したときは、委託者への速やかな報告がなされるとともに、下水の排除、消毒などにより公衆衛生が保持されていること。

【特記仕様書対応業務(案)】

- ・管路施設テレビカメラ調査業務
- ・管路施設巡視点検業務
- ・管路施設清掃業務

【リスク分担(案)】

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			委託者	受託者
運転・維持管理(管路)	臨時修繕費の増大リスク	受託者の責めによる補修費の増大		○
		上記以外によるもの	○	
	施設損傷リスク	委託者が事前に実施した点検・調査に不備があった場合	○	
		受託者が点検・調査する前に損傷があった場合	○	
		受託者の点検・調査後に損傷があった場合	○	○

上記以外については、双方協議して定める。

4. 統括管理責任者等について

業務の実施に当たり配置を求める責任技術者の考え方は以下のとおりです。

